

平成27年3月 井手町

3月定例会会議録

井手町議会

平成27年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月10日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	15
一般質問	16
中坊 陽議員	16
1 特別支援学校の新設について	
2 子ども・子育て支援新制度について	
谷田利一議員	21
1 井手交番の警察官の常駐化について	
2 行政くらしの情報の周知について	
岡田久雄議員	25
1 地方創生戦略の推進について	
2 地方創生交付金を活用しての事業実施について	
岩田 剛議員	31
1 ふるさと納税制度を利用した町づくりについて	
2 白坂工業団地の開発状況について	
谷田 操議員	37
1 介護保険制度について	
2 京都府の老人医療費助成制度改悪の影響について	
議案第19号 指定管理者選任につき同意を求める件	45
諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	45
議案第 1号 井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件	46

議案第 2 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	4 6
議案第 3 号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件	4 6
議案第 1 0 号	井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4 6
議案第 4 号	介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件	4 7
議案第 5 号	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件	4 7
議案第 1 3 号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4 7
議案第 1 4 号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4 7
議案第 6 号	井手町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件	5 3
議案第 7 号	井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	5 3
議案第 8 号	井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	5 5
議案第 9 号	井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	5 6
議案第 1 1 号	井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	5 7
議案第 1 2 号	井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	5 9
議案第 1 5 号	井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 4
議案第 2 0 号	平成 2 6 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）	6 5
散会		6 9
署名議員		7 0

第 2 号 (3月11日)

応招・不応招議員	7 1
出席・欠席議員	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員	7 1
議事日程	7 3
開会	7 4
会議録署名議員の指名	7 4
議案第16号 町道路線認定の件	7 4
議案第17号 町道路線変更の件	7 6
議案第18号 町道路線廃止の件	7 7
議案第21号 平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 (第3回)	7 8
議案第22号 平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算(第 3回)	7 8
議案第23号 平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算(第2回)	8 2
議案第24号 平成27年度井手町一般会計予算	8 3
議案第25号 平成27年度井手町国民健康保険特別会計予算	8 3
議案第26号 平成27年度井手町水道事業会計予算	8 3
議案第27号 平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	8 3
議案第28号 平成27年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	8 3
議案第29号 平成27年度井手町介護保険特別会計予算	8 3
議案第30号 平成27年度井手町公共下水道事業特別会計予算	8 3
議案第31号 平成27年度井手町多賀財産区特別会計予算	8 3
散会	8 6
署名議員	8 7

第 3 号 (3月30日)

応招・不応招議員	8 9
----------	-----

出席・欠席議員	8 9
出席事務局職員	8 9
出席説明員	8 9
議事日程	9 1
開会	9 2
会議録署名議員の指名	9 2
議案第 1 号 井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件 等に関する条例制定の件	9 2
議案第 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改 正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 制定の件	9 2
議案第 3 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 保育料等に関する条例制定の件	9 6
議案第 1 0 号 井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例制定の件	9 6
議案第 2 4 号 平成 2 7 年度井手町一般会計予算	1 0 0
議案第 2 5 号 平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 0 0
議案第 2 6 号 平成 2 7 年度井手町水道事業会計予算	1 0 0
議案第 2 7 号 平成 2 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	1 0 0
議案第 2 8 号 平成 2 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 0 0
議案第 2 9 号 平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計予算	1 0 0
議案第 3 0 号 平成 2 7 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	1 0 0
議案第 3 1 号 平成 2 7 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 0 0
議案第 3 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	1 0 7
発議第 1 号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 8
閉会中の継続調査の申し出について	1 0 9
閉会	1 1 0
署名議員	1 1 1

第 1 号（平成 2 7 年 3 月 1 0 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成27年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成27年3月10日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年3月10日午前9時58分 議長 木村武壽

閉会 平成27年3月10日午後4時38分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	中坊	玲子	議会書記	森田	肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝	保 健 医 療 課 長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成27年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成27年3月10日（火）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第19号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第7 議案第1号 井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件
- 第8 議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第9 議案第3号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件
- 第10 議案第10号 井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第4号 介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件
- 第12 議案第5号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件
- 第13 議案第13号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第14号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第6号 井手町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第7号 井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第8号 井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

の件

- 第18 議案第9号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19 議案第11号 井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20 議案第12号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第15号 井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22 議案第20号 平成26年度井手町一般会計補正予算（第5回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さんでございます。

平成27年3月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申
申し上げます。

さて、本定例会は、汐見町長より3月定例町議会を招集され、平成27年
度当初予算等が提案され、審議する、まことに重要な定例会でございます。
各議案につきましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位に
つきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応
えられますよう期待します。

いよいよ春を迎えるとはいえ、寒い日が続いておりますが、議員並びに理
事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、円滑
な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とい
たします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、
平成27年3月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、古川昭義議
員、9番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月30日までの21日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月
30日までの21日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件15件、町道路線
認定・変更・廃止の件各1件、同意案件1件、平成26年度補正予算4件、
平成27年度当初予算8件、諮問案件1件、一般質問は5名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まずは、イスラム国により日本人2人が拘束され、残念ながら殺害されるという残酷な事件が起きました。亡くなられた湯川遥菜さんと後藤健二さんに対しまして、心よりご冥福をお祈りいたします。

国連では、昨年12月19日、テロリストの活動に起因する国際の平和と安全に対する脅威についての国連安保理ハイ・レベル公開討議が開催され、各国、関連国際機関が協力してテロ防止に取り組むことなどを求める安保理決議が、全会一致で採択されました。テロ行為は、いかなる理由や目的によっても決して正当化されるものではなく、テロリズムを断固として非難するとともに、決してテロを許さない姿勢を堅持していく必要があります。

我が国では、昨年、外国人観光客が1,300万人に達しました。このため、京都、奈良以外の地方にも多くの観光客が訪れています。2020年に東京オリンピックを控え、今後さらに多くの外国人が我が国を訪れると予想されています。そのため、国際的なテロリスト組織に対する厳重なテロ防止対策を国、地方が一丸となって取り組んでいく必要を強く感じているところであります。

さて、近年、我が国では非常に甚大な被害をもたらす災害が多発しております。

昨年2月には、日本列島を2週続けて大雪が襲いましたし、記録的な積雪となった東日本では、多くの人々が亡くなったり、地域が孤立したりしました。

8月には集中豪雨の被害が日本各地で多発する中、広島市を断続的な豪雨が襲い、大規模な土砂災害により70人以上が犠牲になりました。また、

京都府や兵庫県北部では、8月16日から17日に降った豪雨により、福知山市では市街地が広範囲で冠水し、住宅の床上・床下浸水が1,000棟を超え、自衛隊に災害派遣要請が出されたほどであります。

また、記憶に新しいところでは、9月27日に発生した長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山の噴火では、多くの死傷者が発生し、登山客が一瞬のうちに犠牲になりました。

このような災害を目の当たりにして、改めて防災の重要性を痛感しているところでもあります。

一方、平成26年度の我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のアベノミクスの三本の矢の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスになったとされています。

こうした経済動向の背景には、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、物価上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられております。

政府は、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、昨年末、平成26年12月27日に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を打ち出されました。

このため、平成27年度の我が国経済は、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれ、物価については、原油価格低下の影響はあるものの、デフレ脱却及び実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.7%程度と見込まれるとしています。

次に、平成27年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

経済再生と財政再建の両立を実現する予算として示された一般会計予算の規模は9兆6千342億円で、前年度比4,596億円、0.5%増で、基礎的財政収支対象経費は7兆2千891億円で、前年度比2,791億円、0.4%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、平成27年度の国債発行見込み額は、平成20年度以来7年ぶりの低さとなる3兆7千億円、平成27年度末公債残高は、平成26年度より約3兆円ふえて約8兆7千億円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は1兆4千6百21億5千万円、前年度比1兆5,585億円、9.6%減となっております。

次に、地方財政対策についてであります。

平成27年度の地方財政計画においては、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る一般財源総額を確保することとし、一般財源の総額は6兆1千5百48億5千万円、前年度比2%の増、地方債依存度は前年度より低下し、11.1%程度となる見込みであります。

また、平成27年度は地方税収入が増加するものと見込まれていることから、地方交付税の総額は1兆6千7百54億8千万円、前年度比1,307億円、率にして0.8%減で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は2兆1千2百79億8千万円、前年度比1兆2,009億円、率にして5.3%減となっております。

なお、地方財政の平成27年度末借入金残高は、前年度より1兆円減って1兆9百9千万円程度となる見込みであります。

次に、平成27年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て、栄えある町長に就任以来、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路、上下水道などの生活基盤の整備・拡充や地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、防災対策の強化、差別解消に向けた人権啓発の推進など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育

や福祉などについては、今後も後退させることなく推進してまいりたいと考えております。

また、一昨年は、本町の長年の懸案であり課題解決に向けて最も重要な、利便性の向上を図るためのＪＲ奈良線の複線化や、雇用の創出、税収の確保のための白坂地区の開発、そして、防災や住宅適地の拡大のための宇治木津線道路の三つの事業が、実現に向けて一步を踏み出すことができました。平成２７年度は、さらに前進できるよう努力してまいらなければならないと考えております。

さらに、人口減少・超高齢化社会を迎える中、日本の創生に向け、昨年１月２１日に国会で成立したまち・ひと・しごと創生法におきましては、国の総合戦略を踏まえ、都道府県及び市町村がともに地方版の総合戦略を策定することが求められております。本町におきましても、２０年後、３０年後を見据えた若い世代の住民をはじめ、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアなどの関係者による有識者会議を立ち上げ、平成２７年度中に総合戦略を策定し、井手町創生の推進に向け精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、防災拠点となる庁舎建設に向けた基金の積み立てをはじめ、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業でありますＪＲ山城多賀駅へのエレベーター設置及びＪＲ玉水駅の橋上駅舎化を含む周辺整備、さらには平成３２年４月に開校予定であります京都府立特別支援学校への登校路線となる町道整備につきましても、着実に進めてまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野におきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないように、所要の経費を計上させていただいております。

なお、平成２７年度においては、歳入の柱の一つであります町税では、固定資産税の評価替えの年でありまして、土地につきましても引き続き下落傾向が続き、家屋につきましても新築家屋も少なく、従来 of 経過年数を反映することから、固定資産税や都市計画税は減収する見込みであります。したがって、町税の減少などにより一般財源が不足することから、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、住民サービスが後退することのないよう努めてまいりたいと考えております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財

源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、平成27年度一般会計予算の総額は38億8,000万円で、前年度と比較いたしまして6,300万円、率にして1.7%増となり、特別会計予算と合計しますと総額は66億4,323万円で、前年度と比較いたしまして1億6,522万8,000円、率にして2.6%増となっております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件ほか、31件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第15号までの15件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例の制定であります。

議案第3号は、児童福祉法の一部改正に伴う条例の制定であります。

議案第4号及び議案第5号は、いずれも地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定であります。

議案第6号は、行政手続法の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第7号は、学校薬剤師の報酬を改めるための条例の一部改正であります。

議案第8号は、職員を遠隔地へ長期にわたって研修させる場合などの旅費に対応するための条例の一部改正であります。

議案第9号は、根拠法律の題名の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第10号は、児童福祉法の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第11号は、京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第12号は、介護保険料の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第13号から議案第14号までの2件は、いずれも地域主権改革一括法の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第15号は、消防団員の処遇改善を図るため、団員報酬を引き上げる条例の一部改正であります。

議案第16号は、町道路線認定の件であります。

議案第17号は、町道路線変更の件であります。

議案第18号は、町道路線廃止の件であります。

議案第19号は、指定管理者の選任について、ご同意願いたく提出するものであります。

議案第20号は、平成26年度一般会計の補正でありまして、補正総額は9,480万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は40億4,195万9,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。基金運用益を各基金への積み立てに4,485万7,000円、まち・ひと・しごと創生法に基づく井手町地域総合戦略の策定に1,000万円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係であります。京都府健康管理システムと連携するためのシステム改修負担金に25万4,000円計上いたしております。

次に商工関係であります。地方創生を目的にした国の経済対策であります。地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起と生活支援を図るため、井手町商工会が実施されるプレミアム付商品券の発行事業の補助に1,646万1,000円、町内の観光案内サインの改修に1,800万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。JR玉水駅の駅舎デザイン等の構想業務委託に460万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金4,385万3,000円、財産収入6,292万8,000円、寄附金6万円、町債90万円を計上いたしております。

議案第21号から議案第23号までの3件は、いずれも平成26年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第24号は、平成27年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に1,528万8,000円計上いたしております。

次に総務関係であります。各公共施設に計画的に設置しておりますAE

Dの購入に50万円、引き続き温室効果ガス削減を図るためLED照明整備に250万円、泉ヶ丘中学校の国際交流・海外派遣事業のさらなる充実をはじめ、これからの国際化を見据え、国際感覚にすぐれた職員を育てるため、自治体国際化協会職員派遣費用に120万円、役場庁舎等の整備に必要な経費の財源を確保するための庁舎等整備基金への積み立てに2億円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業など他会計への繰り出しに4億7,086万円、京都産業大学との連携協力包括協定に基づくイノベーションチャレンジ事業に50万円それぞれ計上いたしますとともに、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に187万3,000円、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に1,303万円、京都府議会議員一般選挙費に369万2,000円、井手町長選挙費に547万6,000円、国勢調査費に384万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。障害者福祉対策や地域福祉対策では、バリアフリー検討委員会の意見を反映した玉泉苑の大広間を改修するバリアフリー整備に171万円、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に1,841万1,000円、障害者自立支援事業に1億8,895万9,000円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに1,524万1,000円それぞれ計上いたしますとともに、障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障害者に対しましてタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業に256万2,000円計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,659万円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に912万9,000円、後期高齢者医療負担金に9,100万円それぞれ計上いたしております。

医療対策では、老人医療に2,630万円、子育て世代等への医療費助成に2,455万円、身障・ひとり親家庭の福祉医療に3,309万円それぞれ計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に1億2,156万3,000円、消費税

率の引き上げによる影響を緩和するため、昨年度に引き続き臨時的に措置される子育て世帯臨時特例給付金の支給事業に321万5,000円それぞれ計上いたしております。

また、子ども・子育て支援法に係る保育時間の見直し、さらに延長保育の実施の費用を含めた保育園運営費に2億3,646万8,000円、子育て支援センター運営費に663万4,000円、一時預かり事業に564万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に75万円計上いたしております。

次に衛生関係であります。65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を含めた予防接種事業に2,919万5,000円、55歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診やその他のがん検診についても受診率向上を図るため、全て無料で受診できるよう健康増進事業に1,425万2,000円、女性の健康づくりを推進するための健康づくり事業に61万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに292万9,000円、妊婦健康診査に795万5,000円、養育医療費に75万4,000円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るための薪ストーブ等の設置補助に75万円計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に4,800万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に142万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。有害鳥獣駆除に451万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に750万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、桜まつりに576万7,000円それぞれ計上いたしますとともに、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施している井手町百縁商店街事業の補助に25万円計上いたしております。

次に土木関係であります。道路事業では、道路幅員が狭小で車両の離合困難な箇所を改良を図るための町道1号線道路改良に920万円、歩行者スペースを確保し安全を図るための町道5号線道路改良に2,300万円、道

路幅員が狭小で緊急車両の進入が困難であるため、拡幅し交通の円滑化を図るための町道11-8号線道路改良に400万円、町道37号線ほか道路改良に2,300万円、4年目となる歴史的資産を活用した「歴史と自然が薫る道づくり」事業に1,000万円、駅のバリアフリー化を図るためJR山城多賀駅エレベーター整備に2,300万円それぞれ計上いたしますとともに、平成32年4月開校の京都府立特別支援学校への登校路線となる(仮称)町道大塚線道路改良に1,100万円計上いたしております。

なお、JR山城多賀駅エレベーター整備につきましては、平成28年度までの2カ年事業となりますことから、債務負担行為で2億4,500万円の限度額を計上いたしております。

河川事業では、年次計画に基づき実施いたしております下排水路改修に6,721万円計上いたしております。

都市計画事業では、京都府が実施する都市計画事業の整備に係る負担金に607万5,000円、JR奈良線高速化・複線化関連事業でありますJR玉水駅橋上化に向けたJR玉水駅周辺整備に4,800万円それぞれ計上いたしております。

なお、JR玉水駅周辺整備につきましては、平成31年度までの5カ年事業となりますことから、債務負担行為で16億2,200万円の限度額を計上いたしております。

住宅管理では、空き家となっている改良住宅等の改修に1,080万円、町営住宅の長寿命化を図るための町営住宅長寿命化改修に6,500万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に1億5,573万5,000円、消防車庫整備に560万円、防災広報車購入に380万円、防災マップ作成業務に300万円それぞれ計上いたしますとともに、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のため、防火水槽設置に2,000万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。全ての泉ヶ丘中学校の生徒が卒業までに英検4級の取得を目的とした英検チャレンジ推進事業に16万円、オーストラリアの姉妹校へ生徒を派遣するための費用に408万円それぞれ計上いたしますとともに、ICTの活用により21世紀にふさわしい学びを実現し、児童・

生徒の学力向上を図るための教育情報化推進に1, 270万円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに1, 139万6, 000円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られている文化祭に349万3, 000円それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に243万7, 000円計上いたしております。また、石橋瓦窯跡の保存活用のための史跡整備に315万9, 000円計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に5, 770万円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に30万2, 000円、体育協会をはじめ各種団体助成に340万円、給食センター施設整備に171万8, 000円計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源11億4, 475万2, 000円、町税や地方交付税等の一般財源27億3, 524万8, 000円を計上いたしております。

議案第25号から議案第31号までの7件は、いずれも平成27年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は27億6, 323万円で、前年度と比較いたしまして1億22万8, 000円、率にして3.8%増となります。

諮問第1号は、人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から1月分、2月分の例月出納検査結果報告、上下水道課より上水道水質検査結果書を受領しましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は５名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊 陽議員。

８番(中坊 陽) ８番、中坊 陽です。大きく２点について一般質問を行います。

まず１番目として、特別支援学校の新設についてお聞きいたします。

京都府教育委員会から、本町内を候補地に、山城地域５校目となる特別支援学校を、平成３２年４月開校を目指して新設すると発表がありました。町内に京都府の新しい施設誘致をこれまで努力されてきた経過があり、新しく建設決定されたことは大変喜ばしいことであります。開設後は町内の小・中学校との交流なども積極的に進められ、子供たちの人格形成にもよき経験になることと期待しています。

そこで、具体的な今後の建設計画についてお聞きします。１番目として、町内のどの地域が候補地に考えられているのか。２番目として、地権者との協議はどのように進められるのか。３番目として、周辺整備や進入道路計画はどのように考えられているのか。４番目として、上下水道整備は現状施設活用で賄えるのか。

次に、開設学校についてお聞きいたします。１番目として、建設予定施設規模について、２番目として、対象者と予定通学者数などについて、３番目として、他の特別支援学校との特色についてお聞きします。

さらに、この学校施設周辺を核とした新しいまちづくりにも貢献されると大きな期待を持っています。本町内に特別支援学校新設が決定されたことについて、本町の考えをお聞きします。

次に２番目として、子供・子育て支援新制度についてお聞きいたします。

全国的な少子高齢化や人口の都市集中などが進んでいます。府内では昨年度、笠置町内での出生届がなかったと、人ごとではない実状が報告されてい

ます。

魅力あるまちづくりをして、人口流出を食い止め、転入人口をふやす取り組みが各自治体で行われています。「人づくりは子育てから」とも言われています。若者世代定住施策に子育て制度充実が強く望まれています。

そこで、これまでの子育て支援の取り組みと子供・子育て支援新制度について、本町の考えと新たな取り組みについてお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の特別支援学校の新設についてお答えいたします。

ご承知のとおり、ことしの1月に、井手町内を候補地として特別支援学校を新設すると京都府教育委員会から公表されました。本町が山城地域の中央部に位置し、通学の利便性が高いことや、緑豊かな自然環境に恵まれていること、さらに、町としての協力が大いに期待できるといったことなどを勘案して判断されたものと伺っております。

長年にわたり、国や京都府などに福祉教育施設の誘致を要望してまいりましたが、このような形で実現の方向性を見ましたことは大きな喜びとするところであります。

平成32年4月開校を目指して、5年間という長期にわたる事業であり、京都府教育委員会として進めるべきことは数多くあろうかと思いますが、井手町としても、道路整備をはじめ、やるべきことを着実にを行うとともに、全面的に協力して、円滑な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、新設される特別支援学校は、近隣の学校と連携して特別支援教育のセンター的役割も果たされると聞いており、町内3小・中学校の教育の充実発展に資するものと大いに期待しているところであります。

なお、細部につきましては担当より説明させますので、よろしくお聞きいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也）　　まず、候補地につきましては、井手町大字井手小字大塚周辺であります。

次に、地権者との協議につきましては、候補地の測量調査のための立ち入りのお願いを3月5日に行ったところであります。今後は、新年度の早い時期から測量調査、土地境界の確定などが実施される予定であります。

次に、道路計画につきましては、京都府教育委員会の学校施設の計画に合わせて、町が道路を計画し、整備を行う予定であります。

次に、上下水道整備につきましては、上水道は井手水道からの給水が可能であり、下水道は公共下水道に接続が可能であると考えております。

次に、建設予定施設規模につきましては、校舎は鉄筋コンクリート造り2階建てになると想定され、校舎用地のほか、グラウンドや駐車場、また、通学者の約8割がスクールバスで通学することから、バスターミナルなども必要であり、学校敷地面積は約2ヘクタール程度になる見込みであるとのことであります。

次に、対象者と予定通学者数につきましては、知的障害と肢体不自由の小学部から高等部までの児童・生徒を対象とするとのことであります。

通学区域を仮に京田辺市と井手町、宇治田原町とした場合、小・中・高等部合わせて児童・生徒数100人程度であります。今後の山城地域全体の児童・生徒数の状況によっては通学区域の再編も考えられるため、150人程度の通学が見込まれると伺っております。

次に、特別支援学校の特色につきましては、共生社会の形成に向けて、地域の小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、学校間の連携を密にし、地域の特別支援教育のセンターとして、地域内の全ての障害のある子供たちへの支援を総合的に行うことを目指すとされております。

教育委員会といたしましても、特別支援学校の新設に向けて、京都府教育委員会としっかり連携してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽）　　答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘）　　2点目の子供・子育て支援新制度についてであります。まず、「まちづくりは人づくりから」、「人づくりは子育てから」と言われるよ

うに、子育て支援や教育などの充実は、今後、本町がまちづくり施策を推進していく上で最も重要であると考えております。

本町におけるこれまでの子育て支援の取り組みにつきましては、井手町次世代育成支援行動計画に掲げています「地域の温もりで子が育つまち いで」を基本理念として、子育て支援や保育サービスの充実などの施策を実施しているところであります。

主な取り組みにつきましては、平成15年4月に放課後児童クラブを開設し、昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる場所として提供しているところであります。

平成19年7月には、子育てに関する相談や情報の発信、子育てサークルの交流の場など、子育て支援を行う拠点として子育て支援センターを開設してきたところであります。

平成21年9月には、子育て世帯への経済的支援と子育て世帯の定住化を図ることを目的に、子育て支援医療費の助成対象を中学校卒業まで拡充し、さらに、平成24年4月からは、医療機関に支払う一部負担金を無料に拡充してきたところであります。

平成23年4月には、保護者の育児疲れの解消、急病やパートタイム就労などに対応するための一時預かり事業を実施してきたところであります。

平成24年4月からは、保育園に入所している児童の3子目以降の保育料の無料化を実施し、また、平成26年4月から、玉川保育園のゼロ歳児の定員を拡充するなど、子育てに優しいまちづくりを推進しているところであります。

次に、平成27年度から始まります子ども・子育て支援新制度の本町の考え方につきましては、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする井手町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところであります。その中で、地域の子供の良質な育成環境を保障するため、子ども・子育て家庭を地域全体で支援することを目的として、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、新たな取り組みにつきましては、現在、本町の保育時間は最長10時間30分となっておりますが、今回、保育時間を最長8時間の保育短時間と最長11時間の保育標準時間で実施してまいりたいと考えております。さらに、玉川保育園と多賀保育園におきましては、保育標準時間以上の最長1

2時間の保育が利用できる延長保育事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブにつきましては、対象児童を現在の4学年から6学年まで拡大するとともに、子育て支援の充実を図るため、開設時間についても、授業終了から午後7時まで拡大をしてまいりたいと考えております。

また、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを支援するため、平成27年4月から子育て支援チャイルドシート購入費補助の実施をしてまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 1点目の特別支援学校についてなんですけど、答弁でもありましたように、先日、3月5日に測量の立ち入り説明があり、出席者の方からは了解があったようです。今後、用地買収等、具体的な交渉に入るかと思うんですけども、地権者の方々の交渉など、本町、現状では建設課なり教育委員会が対応されておりますけども、新しい体制づくりは考えておられるのか、現状の体制でいかれるのか、お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） この支援学校そのものは府の施設でありますので、教育委員会が用地買収等、主体的に取り組むと。ただ、町道もありますし、町として府にお願いしてきたこともありますので、町道の場合は町の事業でありますので、建設課がうちでやる。そして、支援学校への協力でありますけども、これは建設課と教育委員会が支援をしていくと、こういうことで進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 要望しておきますけども、この支援学校については、今後とも、京都府教育委員会になるんですかね、連携をとりながら、事業が順調に進むよう要望しておきたいと思えます。

また、2番目の子育て支援制度、るる、いろいろ、これまでの実績なりを説明していただきました。後退することのないように、より充実するよう要

望して、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（木村武壽） 次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） 1 番、谷田利一です。私からは、通告書に基づいて、2 点についてご質問したいと思います。よろしくお願ひします。

まず 1 点目、井手交番の警察官の常駐化についてです。

私たちの町内において、さまざまな事件、事故が多発しております。治安は安全ではありません。

先般、ある高齢の住民の方が来られました。夕方、突然、不審者が家の中に上がり込み、何やらわけのわからんことをつぶやきながら、室内を物色するという事件がありました。被害者は怖くなり強引に押し返しましたが、玄関先で座り込んでいて、大変怖い目に遭ったとのこと。すぐに井手交番へ電話をしましたが、電話が繋がらない。足が悪いのに、足を引きずりながら井手交番へ向かいましたが、不在。カウンターには電話が置いてあったが、どうしてよいかわからず帰宅したそうです。翌日になって私のところに、どうしたらよいか教えてほしいと来られました。とりあえず交番に被害届を出された方がよいですよと返事をして、私が井手交番へ電話をしましたが、つながるまでに 30 分を要しました。やっと電話が繋がったので用件を伝え、被害者宅の住所を伝え、訪問するように言うと、すぐに被害者宅へ出向きますとの回答でした。気になり、被害者宅へ出向き、首を長くして待つこと 30 分で、やっと警察官が来て、事情聴取が始まりました。

住民いわく、さあというときに、こんな警察、何の役に立つのですか。万一大きな被害に遭っていただと思うと、背筋がぞっとして、肝心なときにすぐに駆けつけてほしいのに、常に不在で、すぐに連絡がつかない交番なんて、住民は安心してられないと怒っておられました。

以前に、私も所轄の警察に用件があり電話をしたら、「そんなときはすぐに 110 番してください」と言われ、110 番すると、返ってきた言葉が「事件ですか、事故ですか」と、その後、「そのようなことでは簡単に 110 番をせずに、所轄の警察に電話をしてください」とのこと。「所轄の警察に電話をすると、110 番へと言われたから」と言うと、「こちらから所轄警察の担当した者に注意しておきますから、簡単に 110 番しないように」とお叱りを

受けました。そして、数分もたたないうちに、所轄の警察から、今から警察官をそちらへ向かわせますからしばらくお待ちくださいと連絡があり、やりとりを始めて1時間を要したことがあります。私自身、これでは緊急事態のときはどうなるのだろうと不安な気持ちになりました。

井手交番は三山木交番と兼務のためか、夜間は不在、昼間もほとんど不在が多い状態です。このような状態で私たちの町が安心・安全に治安が守られるのでしょうか、不安です。交番は地域を守る最後のとりでです。ぜひ、井手交番の警察官の常駐化を行政からも強く要望を期待するところではありますが、本町の考えを伺います。

2点目に、行政くらしの情報の周知についてでございます。

現在、町内には、年に1回、改正版の電話帳が無料で各戸配布されています。このようなものです。これは各企業のスポンサーで発行されているもので、住民が最も身近に使用し、重宝されているものです。

その電話帳の中に、近隣市町では行政のくらしの情報を掲載されています。内容の一例は、戸籍に関する主な届け出について、住民票に関する主な届け出について、子育て支援センターについて、一時預かり保育事業について、国民健康保険の届け出について、介護保険を利用した介護サービスについてなどが掲載されて、情報の発信をされています。大きくA4判の6ページにもなりますが、行政の掲載は無料だと聞いています。

住民が各課窓口へ出向き、届け出の際の準備の必要なものも全て記載されており、情報が詳細です。ぜひ、このような無料で情報を周知する方法を本町も考えられてはいかがかと思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

二つ目に、平成25年に町のホームページを更新され、新しく見やすくなったと住民からも好評です。しかし、残念なことに、内容はいかななものかと思えます。内容の更新が乏しく、有効に活用されているとは言いがたいものです。

内容の一例を見ますと、入札の中で、26年4月から27年1月まで執行された物品・工事の入札件数は何件ありましたか。年度当初の入札予定には多くの件数が記載されていますが、入札結果には1月末現在で23件の記載しかありません。このような件数ではないと思いますが、なぜ更新されないのか。議会承認が必要な件は承認後記載することは聞いていますが、金額の大小を問わず、結果を開示すべきではないでしょうか。

担当者に聞きますと、リニューアルされたホームページは、以前のような業者に頼った更新ではなく、各担当課で更新できるようになっているとのことでした。それでは、更新されないのは、各課の担当に責任があるのではないのでしょうか。

住民は、速やかな更新を期待されています。せっかく高額な費用を費やして新しくリニューアルしたホームページなのに、もっと詳細に情報の開示を更新されるべきだと思います。今後は結果を速やかに記載されるように、再度各担当課に徹底指導を要望いたしますが、本町の意見をお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の井手交番の警察官の常駐化についてであります。田辺警察署に井手交番の勤務体制について伺いましたところ、24時間体制で、日中は井手町内を2名の警察官が所管地域として勤務しており、夜間については、議員ご質問のとおり、三山木交番で3名の警察官が詰めており、二つの交番を所管地域として勤務しているとのことでありました。

また、日中においても不在となる場合は、町内の警らをはじめ、各世帯を訪問する巡回連絡などを実施しているとのことでありまして、そのときに井手交番に来られた住民の方に対応できるよう、交番内のカウンターに直通電話を設置しているとのことでありました。この電話を利用すると、田辺警察署地域課指令室につながるとのことでありました。

なお、井手交番の常駐化につきましては、議員ご質問の内容を田辺警察署にお伝えするとともに、町としても、より一層、町内の治安の維持と地域住民の安心・安全のため、人員をふやして常駐化していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2点目の行政くらしの情報の周知についてであります。一つ目の無料で情報を周知する方法につきましては、民間業者に

よる無料の電話帳が井手町をはじめ各市町村で各戸配布されておりまして、議員ご指摘のとおり、一部の市の当該電話帳には行政情報が掲載されているケースもございます。井手町でもこのような行政情報の掲載が可能かどうか、業者に確認を行いましたところ、当該電話帳は、業者が独自に編集し、広告を集めて無料で発行しているものでありまして、こちらの意向を反映していただけるような類いの発行物ではありませんでした。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 二つ目の入札結果の公表についてであります。まず、ご質問の平成26年4月から平成27年1月末までの物品・工事の入札件数につきましては、それぞれ11件と38件でありまして、そのほかの委託20件と合わせて、合計69件全て公表しております。

次に、公表件数が少ないのではとのことにつきましては、郵便による入札結果27件を町のホームページで公表し、京都府の電子入札システムを利用している42件につきましては、同システムにて入札結果を公表し、公表箇所が分かれていたことから、今回、町のホームページにて全ての入札結果を公表することに改めたところであります。

今後とも、入札結果につきましては速やかに公表するとともに、見やすいホームページにしていきたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） ただいま、全てに前向きな回答をいただき、ありがとうございます。

これは要望となりますが、1点目の井手交番の警察官の常駐化についてですが、以前からも学校・保護者宛てにメールを発信されていますが、先日も不審者情報が発信され、今から田辺警察がパトロールを行いますとの内容だったそうです。事件が発生してからのパトロールでは、住民は安心した生活ができません。日ごろから常時在駐し、巡回活動をしていただき、住民を守り続けていただきたく、管轄が違うかもわかりませんが、行政からも粘り強く要請していただくことを要望とし、常駐化することが実現することを期待

していたいと思います。

2点目のホームページについてであります。質問しました入札結果の項目を見ますと、1月末現在では、物品・工事合わせて23件の結果記載がありました。但し、通告書提出後、2月下旬に見ますと、入札結果項目は郵便入札と電子入札に分類されており、電子入札は京都府のホームページともリンクされて、とても内容は詳細に記載されておりました。大変見やすくなったと思います。指摘があつてから更新するのではなく、今後は、入札項目を含めたあらゆる項目で常に新着情報を発信するように、再度各課に徹底指導を行っていただくよう要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。15分まで、よろしく願います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました大きく2点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、地方創生戦略の推進について質問いたします。

我が国の人口は減少局面に入っています。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。このままでは、人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってまいります。

このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定しました。さらに、都道府県や市町村には、2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられています。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中

を是正すると記載されています。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国・地方自治体の連携などが基本理念として掲げられています。

このような状況の中で、本町においては、1月30日に汐見町長を本部長とする井手町地域創生本部会議の初会合を、府南部では他市町村に先駆けて発足されました。

そこで、次のことについて質問いたします。

1点目に、井手町地域創生本部会議はどのようなメンバーで開催されたのか。また、初会合での主な検討内容についてお伺いします。

2点目に、国は計画策定のため、国家公務員や大学研究者などを派遣する制度を設けるとしています。また、地域の事情をよく知るNPO法人や民間団体との連携も重要と考えますが、今後、計画策定を進めていく上での新たな人材の確保についての本町の考えをお伺いします。

3点目に、結婚・出産・子育て・教育の環境整備の現状と今後の取り組みについてお伺いします。

4点目に、地域産業の競争力強化や企業誘致への取り組みについてお伺いします。

5点目に、周辺市町村との連携のあり方についてお伺いいたします。

次に、地方創生交付金を活用しての事業実施について質問します。

生活支援や地域活性化、安全・安心の確保など、各種施策を盛り込んだ2014年度補正予算が2月3日に参議院本会議で可決成立しました。補正予算では地域の消費喚起や生活支援、地方創生などに役立つさまざまな交付金制度が創設されており、使い勝手のよい制度が多く、各地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用できるものです。

補正予算案の目玉となるのが、個人消費を下支えする地域消費喚起・生活支援型2,500億円と、地方の活性化につなげる地方創生先行型1,700億円の2種類です。

地域消費喚起・生活支援型では、一定割合を上乗せした金額分が使えるプレミアム付き商品券の発行などを推進。子供が多い世帯向けには、プレミアム付き商品券の特典を上乗せしたり、一時保育や予防接種などに利用できる子育て応援券を配布する事業を後押しすることもできます。プレミアム付き商品券の発行では、本町におきましても既に26年度も実施されており、家

計の支援と地域商店街の活性化に大きな貢献を果たしています。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町には幾らの地方創生交付金が交付されるのかお伺いします。

2、地域経済の発展、活性化には継続した行政の支援が必要であります。本年度もプレミアム付き商品券発行事業への支援を考えておられるのか、事業実施の場合には総額幾らの支援を予定されておられるのか、お伺いします。

3、地方創生交付金を利用して、ほかにどのような事業を考えておられるのか、お伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（木村武壽） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地方創生戦略の推進についてであります。一つ目の井手町地域創生本部につきましては、まち・ひと・しごと創生法の施行と国の人口ビジョン、総合戦略の閣議決定を受けまして、井手町版人口ビジョン・総合戦略を策定するために、去る1月30日、府南部地域の市町村に先駆けて設置いたしました。

なお、メンバーは、本部長に町長、副本部長に副町長、教育長のほか、理事級職員7人の計10人で構成し、第1回の会議の主な内容といたしましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金や、京都府の地方人口ビジョン、地方版総合戦略の概要説明、早急に取り組む必要のある地域消費喚起・生活支援型交付金や地方創生先行型交付金を活用した事業などについて、情報共有と今後の流れの確認を行いました。

二つ目の計画策定のための新たな人材確保についての考え方につきましては、議員ご指摘の国家公務員や大学研究者らを町長の補佐役として派遣する日本版シティマネージャー制度もありますが、本町といたしましては、国の専任担当者が窓口となって地方公共団体の地方創生の取り組みに支援をいただける地方創生コンシェルジュ制度の申請をいたしております。

また、人口ビジョン、総合戦略の策定には、地域住民や関係団体、民間事業者の参加と協力が重要になりますことから、幅広い意見の反映、知見の活用につながるよう、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メデイ

アなどの代表を交えた有識者会議の立ち上げを予定しています。なお、町長からは、20年後、30年後を見据えて、若者や女性の意見も取り入れるよう指示がありましたので、その人選等につきましては十分に検討してまいりたいと考えております。

三つ目の結婚・出産・子育て・教育の環境整備の現状と今後の取り組みにつきましては、現在、本町では、妊婦や乳幼児を対象にした各種健診、第3子目以降の保育料無償化や中学校卒業までの医療費の無償化、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業などに取り組んでおります。また、昨年は商工会青年部によります婚活イベントも行われ、本町といたしましても積極的に支援し協力してきたところであり、引き続き開催していただき、効果が上がることを期待しております。

平成27年度では、子育てでは、保育園での保育時間の延長や放課後児童クラブの対象拡大と開設時間の延長、さらに子供の健やかな育ちと保護者の子育てを支援するため、子育て中の世帯へのチャイルドシート購入費補助などにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育では、ICTを効果的に活用した、わかりやすく深まる授業を実現し、児童・生徒の学力向上につなげるため、全普通教室・特別支援教室等へ大型モニターを設置するとともに、デジタル教科書の整備など、学校教育のICT環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目の地域産業の競争力強化や企業誘致への取り組みにつきましては、井手町企業立地促進条例に基づきまして、町内に新たに立地しようとする企業には、事業場の設置助成、地元雇用促進助成、固定資産税相当額の助成などの制度を設けております。また、ことし8月に第1工区が完成予定の白坂地区につきましても、早期の企業誘致を図るため、京都府と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

五つ目の周辺市町村との連携のあり方につきましては、これまでも広域連携には取り組んでおりますが、今後も京都府や近隣市町村と意見を交換しながら研究してまいりたいと考えております。

2点目の地方創生交付金を活用しての事業実施についてであります。一つ目の地域住民生活等緊急支援のための交付金、通称地方創生交付金、以下、地方創生交付金と申し上げます、の交付額につきましては、2月10日に国から交付限度額が示され、総額4,359万9,000円となっております。

内訳といたしましては、地域消費喚起・生活支援型が1,600万5,000円、地方創生先行型が2,759万4,000円であります。

二つ目のプレミアム付き商品券発行事業への支援につきましては、地方創生交付金の地域消費喚起・生活支援型を活用いたしまして、商工会において実施していただくこととしております。また、発行総額は7,800万円、プレミアム率は30%で今回の補正予算に計上いたしております。

三つ目の地方創生交付金を活用しての事業につきましては、まず、平成27年度中に策定を予定しております総合戦略の策定に要する経費といたしまして、本町の地域特性の情報収集や分析などの専門的調査の委託や、産官学金労言の有識者を含む総合戦略策定に向けた有識者会議に要する経費、さらに、本町の地域資源を活用した観光振興事業に要する経費といたしまして、町内に設置されている観光案内サインの改修費用や、公共交通機関における井手町の玄関口であるJR玉水駅の駅舎デザイン等に係る費用に活用してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、地方創生交付金を活用しての事業実施のプレミアム付き商品券の件ですけれども、プレミアム率30%と大変喜んでおります。それと、いつごろをめどに実施されるのか、お聞きしたいと思います。

また、今までは地域の中で消費、物を買ったりしていたんですけども、家をちょっと直したいとか、いろんな家のことで使ったりとか、水道の工事をしたいとか、家のいろんなことに使いたいという、使える範囲はどの辺までを想定されているのか、お聞きしたいと思います。

それと、これは要望なんですけども、京都市では、18歳以下のお子さんのおられるところに対して、一律2,000円の購入補助券というのを配布されているそうです。井手町の場合も、子育て支援とか高齢者の生活支援とかいうのがありますけれども、井手町のできるだけ多くの方に買っていただきたいと。私はどっちかいうたら高齢者の人に買っていただきたいなというような思いがありますので、3割もプレミアムをつけていただいて、これ以上あれなんですけれども、65歳以上の方に一律1,000円か2,000

円ぐらいの商品購入券をしていただければ、本当に喜んで買っていただけるんじゃないかなというふうに。1人の人ががばっと買うんじゃなくて、多くの方に買っていただけるように、そういうふうにしていただけないかなというのを、これは要望させていただきたいと思います。

それと、もう1点の地方創生戦略の推進についてですけれども、2回目の会合は大体いつごろをめどに考えておられるのか、その点をお聞きいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず、1点目のプレミアム商品券の件についてでございます。プレミアム率30%、商工会でお願いをして、販売して実施いただくということで、過日、町長と商工会長が話をされまして、実施いただけるということになっております。

また、範囲、岡田議員ご指摘の、家を少し直したいな、水道を直したいな、ちょっと家をどうにかという、これについても、従前から、商工会に加盟されている井手町内の業者を使っただけであればプレミアム商品券を使えたので、今回も同様の範囲で使っただけなのではないかと。さらに、商工会とされては、少しでも住民の方が利用しやすいように、プレミアム商品券発行商店をふやす努力をされていくというふうに聞いておりますので、そういう形で、住民の方がご利用しやすい、また、購入して、いろんな方がこの恩恵で消費喚起なり生活応援に役立てていただきたいという思いであります。

また、要望で、65歳以上の方は一律2,000円とか、京都市の実施事例をご紹介いただきました。今後の課題として受けとめさせていただきたいと思います。

次に、地方戦略の会議の2回目の予定でございます。現在、担当事務局が有識者会議の発足メンバー等について、実は新年度以降速やかにやるべく、町長の命を受けて、専門家の方なり、実施するに当たっては、やはり今までの計画ではなく、ある程度具体的に計画づくりが目標数値を立ててやるべきということが示されていますので、それにたえられるメンバー構成に今走り回っておりまして、それらの見通しを立てた上で、そういう全体の有識者会

議を持つ前に第2回目の会合を持ち、有識者会議を迎えてというスケジュールでやりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、4月の新年度早々にはそういう手順でいきたいと考えております。

また、1点目のプレミアム商品券で答弁漏れがありました。いつごろ実施、これについては、商工会の方で実施いただくということで、できるだけ速やかに効果が出るように町としてはお願いをしているというところでございます。

以上であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田です。既に通告しております2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、ふるさと納税制度を利用したまちづくりについてということでお尋ねいたします。

2008年から始まったふるさと納税制度は、税額控除や各種特典が魅力で、人口減少や高齢化が進み危機感を持った自治体が、こぞって魅力ある各種特典を付与し、年間の税収を上回るほどの高額寄附金を集めていることから、最近、メディアでも大々的に取り上げられ、関心を集めております。

この制度は、もともと各自治体の自助努力に対し、その自治体の出身者が生まれた町に寄附を行うことで、町に貢献することを促すことが趣旨であるはずであるが、今や全国的に特典付与の競争となっているような様相を呈しております。

しかし、だからといって、町のためにとふるさと納税をしてくれた人に対し、何も特典を付与しないと、町内における高額納税者は特典の多い他市町に納税をしてしまい、結果的に本町の税収が落ち込むということになるわけです。

本町のまちづくりには、基本的に本来の趣旨に沿って、町外、特に大都市に住んでおられる人たちが魅力を感じる事業の展開が必要でありまして、その事業を達成するために町外の人たちの力をかりることが必要であると考えております。さらに、納税を後押しするため、町の名産である柿やミカンな

どを特典として付与することによって、新たに町の名物や独自の特産品の開発が必要であると考えられます。

そこで、一つ目が、井手町にお住まいの方で本町にふるさと納税をした人の人数と金額、3年間の実績がわかれば、教えていただきたいと思います。2番目には、町外の方で本町にふるさと納税をした人の人数と金額、3年間の実績、わかれば教えてください。

特に、本町に住んでいる人が町外の自治体にふるさと納税をいたしますと、本町では、税額控除に伴い翌年の住民税が減額されるなど、金額が多額になればなるほど財政に与えるマイナスの影響は大きくなります。お金をもらわんと、減税だけするということになるわけであります。

要は、他市町に負けない魅力ある事業を展開する必要があるということでもあります。そのための一つの方策といたしまして、町の若手職員を中心に、商工会青年部など町内の若者を組織し、プロジェクトを結成していただいて、自由に活発な議論を交わす場をつくってはどうかと思いますが、お考えをお伺いします。

先日、京都府の少子化要因若者実態調査の中間報告というのが発表されました。定住意向調査の中で、本町に住んでいたいと答えた男性は本町で43.9%、半分弱の人が、ずっとこれからも井手町に住み続けたいと。この対象者ですが、若者というのは20歳から44歳までの人を対象にしているようです。43.9%、男性は住み続けたいというふうに答えておりますが、女性は24.5%。府の男女全体の平均であります44%より大幅に少ない。4人に3人が井手町を出たいと、こういうふうに感じておるようであります。

特に女性は、山城北地区内でも定住意向は他市町に比べて極端に低く、大変驚いております。なぜこのように本町で定住を望まない若者が多いのか、細かく調査する必要があるのではないのでしょうか。このような若者の定住志向を高めるためにも、若い世代がずっと住み続けたいと思うような町の魅力づくりは喫緊の課題であるというふうに思います。

先日、本町は消滅可能性都市のリストに挙がったことを受けて、今後のまちづくりに危機感を持って、他市町に先駆け、井手町地域創生本部初会合を開催されました。27年度に有識者会議を設けられるという計画であると思えますけれども、住民の中からの有識者の選抜は、思い切って何人か、若い女性を選抜していただいたらどうかというふうに思います。どうでしょうか。

2点目の問題は、白坂工業団地の開発状況についてであります。

本町の人口減少に歯どめをかけるための大プロジェクトとして現在開発中の、白坂工業団地の開発状況についてお伺いいたします。

この事業は民間事業者によるものでありますが、本町の将来を左右するほどインパクトの強い事業であります。住民に働く場の提供と、将来の人口増加に寄与するものであり、本町にとっても各種税金の増収が期待できる重要な事業であると思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

第1期工事の完了時期はいつごろですか。2番目に、工場の区画数は幾つぐらいできるんでしょうか。3番目、誘致企業の申し込み状況はどのようになっていますか。4番、分譲の開始予定時期はいつごろになるのでしょうか。5番目、第1期分の町の税収増加見込み、これはまだ計算できてないかもわかりませんが、わかれば教えてください。6番、雇用効果はどの程度見込めるのか。これは第1期工事分であります。それから、第2期工事着工時期はいつごろになるのでしょうか。最後、8番目に、開発工事が全部完了する時期、いつごろになるのか、予定がわかれば教えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税制度を利用したまちづくりについてであります。税の控除対象となる寄附のうち、一つ目の井手町在住で本町にふるさと納税としてご寄附をいただいた方の実績といたしましては、平成24年度はなし、平成25年度は1人10万円、平成26年度はこれまでに2人6万円となっております。二つ目の町外から本町にふるさと納税としてのご寄附は、平成24年度1人3万円、平成25年度2人3万5,000円、平成26年度はこれまでに1人3万円となっております。

次に、ふるさと納税に係る他市町に負けない魅力ある事業を展開するための若手による議論の場につきましては、以前にも井手町ふるさと納税検討委員会において、寄附された方への謝礼について議論がありましたが、これといった特産品がなかなかないのが現状であります。しかし、議員ご指摘のと

おり、検討することも大事でありますことから、より多くの方々に井手町を応援していただけるよう、周知方法などとあわせて、特産品の開発につきましても、関係者の意見を伺いながら研究してまいりたいと考えております。

また、総合戦略の策定に向けた有識者会議への若い女性の選抜につきましては、議員ご指摘のとおり、京都府が実施した調査で、若い女性の定住意向が低いという結果が示されました。岡田議員の質問にもお答えいたしました。人口ビジョン、総合戦略の策定に当たりましては、町長から20年後、30年後を見据えて若い世代の意見も取り入れるよう指示がありましたので、そのような若い女性にも参画していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 2点目の白坂工業団地の開発状況についてであります。一つ目の第1工区の完了時期につきましては、本年8月の予定となっております。

二つ目の区画数につきましては、城陽市域を含めた全19区画のうち、井手町域は9区画でありまして、そのうち第1工区の井手町域は3区画であります。

三つ目の企業の申し込み状況につきましては、成約に至ったとは聞き及んでおりませんが、十数社程度の企業からの問い合わせが開発事業者にあったと聞いているほか、本町も、京都府を通じて照会があった3社に対して、現地案内や説明を行っております。

四つ目の分譲開始時期につきましては、第1工区の完了から順次行われるため、本年8月となっております。

五つ目、六つ目の税収増加の見込みと雇用効果につきましては、立地する業種、規模などが未定であることから、算出は難しいとは考えておりますが、議員ご指摘のとおり、雇用の場の創出、将来の人口増加、税収の確保など、本町の発展に寄与するものと考えております。

七つ目の第2工区の着工時期につきましては、第1工区が完了後、切れ目なく造成工事が進められる予定であります。

八つ目の全工区の完了時期につきましては、平成29年7月の予定となっ

ております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4 番（岩田 剛） 今、私の聞き間違いだったのか、よくわかりませんが、ふるさと納税ですね。要するに寄附金控除の対象になった人、要は寄附金の控除を申請した人、年度ごとにもう一度教えてほしいんです。

私の知っている範囲では、調べた範囲では、間違っているかどうかわかりませんが、ちょっと控えてもらえますか。24 年が 35 人 89 万 3,000 円、25 年が 3 人 108 万円、26 年が 5 人で 22 万円ということになっております。

それから、井手町の人が、町内の人が井手町にふるさと納税された件数と金額、もう 1 回。これも私、聞き間違えたのかもわかりません。24 年度が 1 件の 3 万円、25 年度が 3 件の 13 万 5,000 円、このうち町外の人が 2 件ありますので、町内は 1 件ですね。それから、26 年度が 1 件の 3 万円ということで、いずれにしましても、非常に少ないです。

特典競争に巻き込まれてはいけないと思いますけど、ある程度やはり感謝の気持ちは物であらわすべきかなという感じはいたします。その辺、ぜひとも、名産がないということでしたけども、そんなことはございませんので、井手町にはいっぱい名産品がありますので、その中からいいものを選んで、ぜひとも特典を付与していただけたらというふうに思います。

それと、若い女性の定住意向が非常に少ないというお話の中で、他市町の例を言いますと、宇治田原町の女性の若い人で 29.4%、3 人に 1 人は宇治田原に住みたいと思っているんですね。井手町の方は、こんな便利などころに住んでいて、何で 4 人に 1 人になるのか、これが不思議でなんなんです。これは、若い女の人の本音を聞く場をぜひともつくってほしいと思うし、何が一体不足なのかなというのを私は聞きたい。私自身としては非常に住みやすい町やと思っていますけど、若い人にとってはそうでないのかもわからん。何がネックになっているのか。そのネックを解消することが定住人口の増加につながってくるというふうに思いますので、減少を食いとめる一番手っ取り早いといえますか、よくわかる指標だと思しますので、この指標を。3 月

か4月か、最終報告が出るようでございますので、そこで大分分析はされる
と思っております。ぜひとも若い女性の定住意向を高めるような策を、井手
町独自の策を練っていただけたらというふうに思います。よろしくお願いい
たします。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 岩田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、税の控除の対象となる寄附のうち、井手
町にふるさと納税としてご寄附いただいた方の実績をお答えいたしております。
再度お答えさせていただきますと、いただいた方のうち、井手町在住で
本町にふるさと納税としてご寄附いただいた方ではありますが、平成24年度
はございません。平成25年度は1人10万円、平成26年度はこれまでに
2人6万円となっております。

二つ目の町外から本町にふるさと納税としてのご寄附いただいた方の数で
ありますが、平成24年度は1人3万円、平成25年度が2人3万5,000
円、平成26年度がこれまでに1人3万円という実績となっております。

二つ目のご質問の本町の名産品についてでございますが、これにつきましては、
特産品の開発につきましても、関係者の意見を伺いながら研究してま
いりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 定住意向の京都府の調査の結果、私どもも大変ショッ
クを受けておまして、町長の方からも、京都府に直ちに、そのアンケート
内容でご意見等が書かれているものがあるならば、すぐに聞いて実態をつか
むようにという指示のもと、京都府にお伺いして、井手町と丸をついた方の
資料、名前はもちろん伏せてございますが、集計をいただきまして、特に若
い女性ということで見させていただいたところ、意見の書いてございました
中身は一、二ございまして、一つは夜間町が暗くなると。これは、商店街を
含めて、そういう繁華街がないということをおっしゃっているのか、それ以
上詳細なことはわからなかった。それから、通勤の便をより利便性を高めて
ほしいと。ここらが、具体的な一言書き入れていただく意見としてはござい

ました。

ただ、これだけで全てが、岩田議員もおっしゃるように、定住意向がない原因がこの二つかというわけではございませんので、さらに町長の方から、先ほども答弁申し上げたように、有識者会議に、目標の年次のときに町を担っていただけるような女性、若い女性に参画いただいて、それから、特に言われているのは、出てもらっても発言できないような構成ではやっぱり意見が聞けないので、違う場でも、若い者ばかりの場でも工夫をしながら、発言できるような場の設定もあわせて、有識者会議のメンバーの方々と相談して、設置し運営するよという指示をいただいておりますので、それに向けて今現在調整を行っているというところでございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。1時に開会したいと思いますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 0時 57分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

質問に入ります前に、あすで東日本大震災から4年目を迎える3月11日となります。今なお福島県では、12万人を超える方が避難生活を余儀なくされている状況です。震災で命を落とされた方、また関連死で命を落とされた方、全ての方のご冥福をお祈りし、二度とこういう悲惨なことが起こらないよう、原発ゼロの日本を目指していかなければならないという思いを込めて、質問に入らせていただきたいと思います。

1番目は、介護保険制度についてです。

本町の65歳以上の高齢者の介護保険料は、本人非課税の方に適用される基準月額で第1期は2,641円、第2期は3,088円、第3期は3,973円、第4期は4,098円、第5期は4,714円と、既に制度発足の1.78倍にも達しています。2015年からの第6期保険料については、政府の資料では全国平均で月額5,550円程度とされておりまして、本町

でも2倍近くになるのではないかと思います、第6期の本町の基準月額
は幾らになりますか。

介護保険料は高く大変だ、天引きされるので年金がますます目減りする
という悲鳴が上がっています。政府は、①保険料の全額免除、②収入のみに
着目した一律の減免、③保険料減免分に対する一般財源の繰り入れ、その三
つは不適切だとする3原則を示してはいますけれども、国会での大臣答弁を
見ましても、この3原則は助言にすぎず、自治体がそれに従うべき義務はな
いというふうに答えておられます。

少しでも高齢者の負担を軽減するために、全国的にはさまざまな工夫が行
われています。北海道の長沼町というところでは、人口が約1万2,000
人で高齢者人口が約3,600人、高齢化率約30%という町ですが、第5
期にも行ったんですけれども、第6期も一般会計から繰り入れを行って、保
険料の値上げを抑制するという計画を持っておられます。

本町でも、一般会計でたくさんため込んだ基金があるわけですから、そう
いうところから繰り入れを行って介護保険料値上げ抑制に活用するべきでは
ないか、伺います。

介護保険法の改悪で、要支援の方の訪問介護や通所介護が保険適用から外
されるということになりました。要支援者の利用する介護予防サービスとい
うものは、そもそも要支援者を要介護者にしないために始まった制度であり
ます。これ以上要介護者がふえて公的負担を圧迫しないようにという、そう
いう意味もあって、その予防措置でもあったのに、いざその利用者がふえて
まいりますと保険適用は打ち切るというのでは、これは国家的な詐欺と言わ
ざるを得ません。

本町での現在の要支援者の訪問介護や通所介護の利用者数、4月以降のサ
ービスは保険外で提供されることになるのか、自己負担額はどうか、
利用者や家族への説明は今どのようにされているのか、伺います。

介護保険は要支援・要介護認定者が65歳以上の高齢者の約2割にとどま
るために、他の保険加入者には、利用しないのに保険料だけ払って負担が重
いという、負担感の非常に強い制度になっています。要支援・要介護の認定
を受けていない被保険者、お元気で頑張っているわけですから、
そういう皆さんにはお元気手当のような激励金を支給するということを検討
してはいかがでしょうか、お伺いします。

2点目に、京都府の老人医療費助成制度の改悪の影響についてです。

京都府の老人医療費助成制度、いわゆるマル老の制度ですが、所得制限を厳しくすること及び、対象者の窓口負担を現行の1割から2倍となる2割負担に改悪すると京都府は発表しました。

京都府知事は、1月22日に行われた高齢者医療にかかわる懇談会で、全ての自治体の合意を得たというふうに新聞紙上で発表されていますが、井手町長はどのような態度をとられたのでしょうか。今回の見直し案では受給者の減少幅が大きいから、所得制限の見直しは行うべきではないという意見も出たというふうに聞いていますが、井手町住民に大幅な負担増を強いることになる点について、本町としては意見を述べることはなかったのか、伺いたいと思います。

発表どおりに所得制限が厳しくなりますと、府全体では、現在の利用者の約43%が利用できなくなります。しかも、一般世帯と高齢者世帯等の特別世帯という区分をなくしますので、高齢者のみの世帯や独居の高齢者など、一番厳しい状況の方が利用できなくなってしまうということが考えられます。

本町では、対象者に漏れなく制度が行き渡るように担当課の方でずっと努力をされてきた結果、対象年齢の55%もの高率でこの制度が利用されて、定着してきております。このまま京都府が制度改悪を強行しますと、井手町での対象者は現在の何世帯何人から何世帯何人になるのか、お答えください。

2割負担への引き上げは、国の医療制度改悪に連動して、制度を縮小・改悪するものでありまして、認められません。仮に井手町単独で現行どおりに継続した場合には、どれほどの財源が必要になるか、試算をお示しください。

住民の命と暮らしを守る地方自治体本来の役割を果たすためには、国の制度改悪に反対するとともに、京都府に1割負担を継続し、対象年齢をさらに74歳まで拡充するようしっかりと求めるべきだと考えています。また、本町独自でも現行どおりの制度継続を求めますが、町の見解はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の介護保険制度についてであります。まず、第6期の基準月額につきましては、今議会で提案しております井手町介護保険条例の一部を改正する条例の施行により、5,052円となります。なお、京都府内の平均は5,559円で、府内市町村の下から2番目に低い保険料となっております。

次に、一般会計からの繰り入れにつきましては、基本的には特別会計はその歳入で歳出を賄うものでありますので、一般会計からの繰り入れは考えておりません。

次に、要支援認定者の訪問介護・通所介護の利用者数につきましては、平成26年12月末時点で訪問介護25名、通所介護26名の状況であります。

4月以降のサービス利用につきましては、今議会で提案しております井手町介護保険条例の一部を改正する条例に、新しい介護予防給付の事業の実施期間を延長することを明記しておりますので、新サービスへの完全移行は平成29年4月1日以降となります。

次に、自己負担額につきましては、国が定める基準額以下で市町村が定めることとなっておりますが、現在は国が定める基準が示されていないため、算定することはできません。

次に、利用者や家族への説明につきましては、従来の広報やホームページとともに、包括支援センターが開催する地域ケア会議で事業所への説明を行い、ケアマネジャーが住民の方へ直接説明をしていただき、周知を図りたいと考えています。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） 2点目の京都府の老人医療費助成制度改正の影響についてであります。最初に、議員ご指摘の1月22日の懇談会は、高齢者医療に係る懇談会第2回でありまして、各市町村の副市町村長が出席いたしました会議であります。

さて、京都府の老人医療費助成制度は、昭和45年10月に制度が創設され、70歳以上の高齢者の自己負担を軽減している国の制度を補完し、65歳から69歳の高齢者の自己負担を軽減するものとして、これまで実施されてきました。平成18年の健康保険法等の改正によって、平成20年4月から70歳から74歳の自己負担の割合が1割負担から2割負担へと引き上げ

られることを受け、平成19年9月に京都府と市町村において老人医療費助成制度の見直しについての合意がされましたが、その後、国の予算措置により70歳から74歳の自己負担の引き上げが凍結されたため、老人医療費助成制度の見直しも凍結されてきたところです。

京都府はこれまで、65歳から69歳の本来の自己負担3割を老人医療費助成制度により原則1割負担に軽減され、また、国がこれまで凍結してきました70歳から74歳の自己負担1割を平成26年4月から2割に見直されたことに伴い生じる負担割合の逆転現象も、老人医療給付事業において臨時特例措置として自己負担を1割とする助成事業が実施されてきました。

現在、全国的には国の医療保険制度改革に伴って老人医療費助成制度そのものが廃止されている中で、京都府におかれましては、老人医療費助成制度を、社会情勢の変化に対応し、持続可能で安定的な制度としていかに維持していくかという観点から、平成26年8月8日開催の高齢者医療に係る懇談会を受けて、平成19年市町村合意案をベースに、自己負担割合及び世帯類型、所得制限等について、平成26年9月9日から11月28日にわたり、担当課長等の出席により、計5回の老人医療助成制度見直し検討会議が行われ、平成27年1月22日開催の高齢者医療に係る懇談会において、全ての市町村合意により、平成27年4月から自己負担割合を2割、8月から世帯類型、所得制限を見直し、所得判定が実施されることとなりました。

次に、制度改正後の井手町の対象者の状況につきましては、今回の制度改正におきましては5年間の経過措置が設けられておりまして、生年月日が昭和25年8月1日以前の者については経過措置の対象者とし、満70歳に達するまでは現行制度が適用されますので、直ちに受給者数が減少するものではありません。

また、現行制度を井手町が単独で継続した場合の必要財源並びに井手町独自の制度継続につきましては、老人医療費助成制度は京都府の制度でありますので、井手町が単独で継続するといった検討はしておりませんし、必要財源につきましても試算をしておりません。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 答弁漏れについて確認をしたいので、これを再質問に数

えられると困るのですが、質問していることに答えていただきたいと思うんですけれども、マル老の老人医療の話ですけども、現在の対象者が何世帯何人おられるかということと、それと、その後どうなるのかと聞いたら、受給者数は直ちには減少しない、直ちには影響ないとどこかで聞いたような言い回しですけども、どう減るのかはわかるんじゃないですか。それはちゃんと答弁していただきたいんです。今現在の人数は少なくとも事実であるわけですから、それは答弁漏れなので、すぐに答えていただきたい。

その上で、今言われたような説明をされるから、また混乱するんですけど、京都新聞にも4月から2割負担と出たんですよ。そしたら、私ここにも住民の方から問い合わせがかかってきまして、これは経過措置があると書いてあるから、自分はもう既に対象になっているから関係ないやろうと、ずっと1割やろうという問い合わせが来たんですよ。今の課長の説明を聞いても、経過措置がございまして、受給者数は直ちに減少しない、そう言わはるけど、じゃあ負担額はどうなるんです。負担額は4月から、対象として残った人も2割負担じゃないですか。それを言わないから、みんな混乱しはるわけですよ。それをちょっと確認させてください。

それが1点と、その質問の中で、町はどういう態度をとったのかということについて、全ての市町村は合意をしたということは言われたので、井手町も合意をしたということはわかりますけれども、5回も検討会議をされてこられて、最終、副町長が出られたんですか、そういう会議で合意されたわけですね。その話し合いの中で本町がとってきた態度はどのような態度なのか。もちろん、副町長が出席されていても、町長の指示で出ておられるわけで、担当者が出ておられても、町長の指示で出ておられるので、町長のお考えということですから、町長ご自身からぜひお答えをいただきたいと思います。

それと、今説明にあった中で、マル老制度が平成19年に合意をしてからずっと検討してきたと言われるんですけど、平成19年と比べたら、その後、高齢者の置かれている現状は激変していますね。年金が下げられてきているわけです。既に年金は、2000年度から比べても4.2%引き下げです。ことし4月からまた0.5%下がるんですよ。高齢者の方の生活は非常に厳しい。そこへ消費税が増税になりましたね。そんな中で、平成19年に合意したんだから、その内容で今度いくんだというのは、一体どういう検討をその検討会議で加えてこられたのかというのは、ますますしっかりお聞きしな

いと納得できないというふうに思います。ぜひ答弁をお願いします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） 谷田議員のただいまのご質問ですけれども、対象者につきましては、現在マル老に該当する対象者は、平成26年8月1日現在で343名。これで、減少すると見込まれるということでもありますので、この同じ人数の中で、次年度更新の場合、年齢ごとで見ていきますと、今度70歳になられる方を対象とする場合、減少と見込まれるのが50名。

それと、負担割合については、議員おっしゃったとおり、27年4月から全員が2割負担ということになります。

それと、平成19年合意をどのように検討がされてきたかということですが、けれども、負担割合あるいは所得制限等について、先ほど議員がおっしゃった19年合意からこれまでの社会情勢等も踏まえた中で議論がされまして、平成19年合意では住民税の非課税を対象というような形でなってきたわけですが、その辺はそういった激変の緩和というような意見も出され、最終的には所得税の非課税を対象というようなことに検討会議で議論をされてきたところでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今、担当課長から、全て内容についてご説明を申し上げたと思いますが、私が参加いたしました2回の会議については、先ほども答弁でありましたように、1回目は、高齢者の医療と健康を守るために、国の医療保険制度を補完する制度として、多くの府県が制度をもう廃止している中で、事業実施主体である市町村とともに今日まで維持をしてきたが、京都府におかれては、今後、制度のあり方、制度を維持するためにどうすることが必要かということで第1回の懇談会が開かれ、そういう点を諮られて、私どもは他の市町村とともに、19年合意を基本とするものの、その後の社会情勢を含めて、各自治体の市町村の意見を聞いていただく中で検討会議を開いていただき、議論し原案をつくっていただきたいという意見を申し上げて、それ以降、9月9日から11月28日までの5回にわたる検討会議が行

われ、見直し案がまとめられて、1月22日に見直し案が提示され、全府下の市町村合意のもとで、今回の見直し後におきましても、本制度は依然として全国トップクラスで、今後とも制度の維持に努めていきたいという形の京都府のご説明がございまして、理解してきたところでございます。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 確認しなあかんことが1点。課長が今答弁された、平成26年8月で343人が対象だとおっしゃっていますけども、平成25年度の決算委員会のときに聞いたら、かなりこの数字とは乖離した数字で、やっぱり議会の答弁の場ですから、きちんとした数字を言っていただきたいと思うんですけど、これが正しいんやったら、決算委員会のときの数字は何やったんやと。きちっと調べて、議長にきちんとして報告をしていただきたいと思えます。議会の場で言われたことですから、かなり数字が違うんじゃないですか。こんなに何カ月かで数字変わりますか。

それが一つと、介護保険の方ですけれども、今回、先送りされて、29年まで実施しませんよということで、軽度の方の制度から保険適用されなくなるというのは、それこそ直ちにこの4月1日から影響が出るということにはならないと思われるかもしれませんが、影響はあるわけです。

例えば、介護報酬が今回、大幅に引き下げになります。特に要支援者のデイサービス等の介護報酬は20%程度下がるというふうに聞いておりますが、そうすると事業者の方がやっていけないわけです。何ぼ今までどおり介護保険の適用になりますよと言ったところで、事業者の方が今までどおりで受け入れられないということになって、だんだんと、いうたら遠慮してくれみたいな話をもう既に聞いている例があります。要支援の方で、今まで週に2回デイケアに行っていたのに、4月からは1回にしてほしいと事業所の方から言われたと。何でやろうということで相談を受けた方がありまして、それは事業所の都合とか、いろんなことがあると思いますから、一概に報酬の問題だけとは言えないかもしれませんが、今後、そういうことは大いに影響としては出てくる。実施を先送りにしても、受け入れはもうしてもらえないというのが出てくる可能性はあると思うので、その辺は受け皿の用意。

介護保険を払っているのに、あんたら低い程度の人はずっと介護保険を使え

ませんよって、それは許せませんが、何らかの支援の必要な方を放置するわけにいかないで、やっぱり受け皿の整備というのは、3年後まで置いといたらいいいということにはならない。もう今すぐにでも、どうしたらいいのかということとはきちっと町として方針を出して行って、こういうふうにしますよということとはご説明して、安心してもらえるようにしないとイケない。それは要望して、数字の確認の方はまた議長を通じてお願いしたいと思いません。

終わります。

議長（木村武壽） 数字の今の確認については、後で確認をします。

一旦これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、議案第19号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘）

（議案第19号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第19号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第19号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第19号は同意することに決定しました。

次に、日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘）

（諮問第1号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、諮問第1号は意見なしと決定いたしました。

次に、日程第7、議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件、日程第8、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件の2件を一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号、提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也）

（議案第1号及び議案第2号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第1号及び議案第2号の質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第3号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件、日程第10、議案第10号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の

2件を一括議題とします。

議案第3号及び議案第10号、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

理事(嶋田昌弘)

(議案第3号及び議案第10号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第3号及び議案第10号の質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11、議案第4号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件、日程第12、議案第5号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件、日程第13、議案第13号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、日程第14、議案第14号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の4件を一括議題とします。

議案第4号、議案第5号、議案第13号及び議案第14号、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第4号、議案第5号、議案第13号及び議案第14号を朗

読説明)

議長（木村武壽）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第4号、議案第5号、議案第13号及び議案第14号の質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　まず、議案第4号の包括的支援事業の実施についての基準を定める条例ですけれども、これ、法律に基づいて今までやってきたものを地域で定めるということで、町で条例をつくらなあかんということだと思いますので、現状と変わりはないものと思うんですが、念のため、現状をお聞きしたいと思います。

包括支援センターというのは、おおむね3,000人以上6,000人未満の第1号被保険者がいる地域に置かなあかんということになっていると思うんですが、井手町では、この第1号被保険者の数というのが何人で、議案のページ数で言うと2ページの表ですね、この人員配置基準でいくとどれに当たるのか。今現在、包括支援センターには、保健師さん、社会福祉士さん、介護支援専門員さん、何人おられるのか。あるいは、そういう方じゃなくて、準ずる方という方しかおられないのか。まずそれを、議案4号についてお尋ねします。

それと、次に議案第5号についてですが、議案第5号の指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件ですが、ほかの議案第13号や14号の方は、既に事業所の指定に関する条例というものを2年半ぐらい前に定めておまして、その指定に関する条例は今回改正はなく、人員基準の改正だけをされるわけですけれども、この議案第5号については、人員の基準だけを定める条例ですけれども、指定に関する条例というのはなくていいのか。どういう方をこの介護予防支援の事業を行う方というふうに定めるかという条例は必要ないのかどうかということをお尋ねします。

3点目に、議案第13号、議案第14号それぞれあるわけですけど、まず第13号のページで言いますと、この地域密着型サービスの事業で登録定員や利用定員についての定めですけれども、議案のページ数で16ページにありますけれども、ここのこういう事業所を利用しますという方が登録をされ

ていると。小規模ですので、29人までと決まっているわけですね。その29人の方の、今までやったら半分か、最高でも15人までしか1日に利用できませんよというふうになっていたのに、この16ページを見ると、それ以上の受け入れを可とするようになってきているわけですね。26人または27人やったら、1日に16人来はってもいいですと。28人やったら、半数超えて17人まで構いませんよと。29人満杯に登録したはったら、18人まで来てもいいですよと。今まで上限15人やったのに、それをオーバーして受け入れるというのは詰め込みにならないのかと。事業所の面積とか建物の要件については何ら変更がないのに、受け入れ人員だけをこうやってふやすということになっています。これは、この議案13号のほかのところ、ページ数で30ページの指定看護小規模多機能型居宅介護事業の場合でも、194条の関係で、これまで、半分か15人までですよ、1日の通いサービスは登録の半分までしか受け入れられませんよとなっていたのに、それを超えて今後は受け入れできるよというふうになるわけですね。この辺は非常に、詰め込まれてしまって面積等が狭くなったりとかいうことにならないかという心配があるんですけれども、その点はどうなのでしょう。

同じことが議案第14号の方の地域密着型介護予防サービスの人員基準の方でも言えまして、議案第14号の方でも、例えば13ページに通いサービスの人数の制限が書いてありますけど、これも、今までは半分か15人までですよと言っていたのが、16人から18人まで受け入れ可になっていると。同じく16ページ、第74条関係ですけど、これも認知症対応の共同生活介護事業所というのが、一つの事業所の中で認知症の方が家庭的な雰囲気の中で過ごされるわけですね。同じ敷地に二つぐらいは建物を建てて受け入れていいですよということになっていたのが、今度は16ページを見ると、ただし、面積が用地の確保が困難だったら、三つまで建てていいですよというふうになっているわけです。こういうことを考えると、都市部のことを想定しているのかもしれませんが、土地なかったら三つまとめて狭いところに建ててもいいですよというようなことはいかなるものかというふうに思うんですが、私のその理解でいいのかどうかということの説明をいただきたい。

それと、町内に、井手町の中で今現在、こういう地域密着型介護予防サービスとか地域密着型サービス、議案第13号や14号で規定されているようなサービスを提供されている事業所があるのかどうか。個別の名前を挙げて

何ですけれども、石垣のセンターの2階でされている事業所さんなんかは、こういう地域密着型サービスに分類されるものなのかどうか。ほかにもそういうのが町内に今あるのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) まず1点目の議案第4号の、地域包括支援センターが現在その議案中何号に該当するかであります。平成25年の年度末の被保険者数でいいますと約2,300人となっておりますので、第4条の表中でお示しいたしますと、おおむね2,000人以上3,000人未満のところに該当しまして、職員数としては第4条第1項中の1号から3号でいいますと、2人を設置することになっております。今、実際、職員といたしましては、保健師が1名、社会福祉士が1名となっている状況であります。

次に、第5号の指定介護予防につきまますご質問であります。指定に関する条例は要らないかというご質問ですが、後ほどお答えさせていただきます。

次に、第13号議案の登録定員に関するご質問であります。こちらの方はまた後ほどお答えさせていただきます。

それで、最後に、井手町の地域密着型介護の事業所につきましては、認知症のグループホームが一つあります。それとあと、先ほどおっしゃられましたある事業所につきましては、地域密着型に該当しますが、まだ国に基準がございますので、本町では指定しておりません。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) お答えをきちんといただいている中で討論するのいかなものかとは思いますが、採決をされる前提ですので、申し上げたいと思います。

ただいま一括議題になっている議案第4号、第5号、第13号、第14号

のうち、第13号と第14号に反対の立場で討論をいたします。

介護保険法が改悪されまして、軽度者のサービスが切り捨てられるということになりました。ますます地域で密着した介護予防が必要になっているときに、軽度の方を切り捨てるというようなことはあってはならないと考えています。その中の一つとして、こういう介護予防サービスや密着型サービスの人員基準が改められようとしているわけですが、やはりこれも、登録人数の中で、1日の利用者数の制限を緩めたり、建物の基準を緩めたりというようなことは、安上がりの介護を国が押しつけてくる中で改定されてきたものであるというふうに考えますので、この四つの議案の中で、議案第13号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件と議案第14号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件に反対いたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第4号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。35分から会議を開きますので、協力よろしく願います。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時34分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの数字の確認と答弁漏れについて、今から説明していただきます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) 先ほどの谷田議員のご質問で、マル老、老人医療の対象人口並びに受給者数、世帯数という数字の件についてご報告申し上げます。

26年10月の決算委員会で私の方がまず答弁しましたのは、平成25年8月1日現在の私どもの報告資料に基づきまして、対象人口が614人、受給者数が343名というように報告をさせていただいております。なお、世帯数については、私どもの報告の中にはそういった数字はございませんし、マル老、老人医療につきましては受給者個人で受給をしているものでございますので、世帯数については数えておりません。

それで、先ほど答弁の中で、平成26年8月1日現在で報告を申し上げたものにつきましては、対象人口が616人、受給者数が343人ということになってございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 貴重なお時間、申しわけございません。

先ほどのご質問で、議案第5号は人員に関する条例だが、指定に関する条例は必要ないかということですが、こちらにつきましては町が行うこととなりますので、要綱等を整備していくこととなります。

また、利用定員がふえたのは詰め込み過ぎではというご質問ですが、こちらの方は、厚生労働省令が改正されたことにより利用定員を定めたものであります。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、日程第15、議案第6号、井手町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第6号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第6号、井手町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第7号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也)

(議案第7号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) お尋ねします。

1 ページで、井手小、多賀小、泉ヶ丘中、それぞれ1校ずつ、今6万3,000円が10万円にということですが、それぞれ現在勤めておられる薬剤師さんというのは、全員1人ずつ別の方が行かれているのか、1人の方が3校とも行かれているのか、お尋ねします。

それと、現在の出向の日数、どのくらい学校の方へ出向いてお仕事があるのか、学校だけじゃなくて、いろいろな会議とか出張とかもあるかと思うんですけれども、主な職務の状態をお聞きいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在学校薬剤師を委嘱している方につきましては、3校とも同じ方に委嘱をしております。

次に、出向日数等のご質問でございます。現在、学校の状況等によって、その年によって若干の変動はございますが、通常、1校当たり年四、五回程度学校の方に行っていて、環境衛生に関する検査と指導等を行っていただいているというところでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) そういう勤務状況で、例えば日額で支給するとか、その

方が本当にご苦勞されている分に報いられることがあるのではないかと思ったりもしますが、近隣ではどうなっていますか。大体みんな、年額ですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

日額支給等々に関してですけれども、京都府下全域で年額で報酬を定めておられます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第8号、井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第8号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第8号、井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第9号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司)

(議案第9号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第9号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第11号、井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一)

(議案第11号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ページ数で2番の新条例の方ですけれども、第2条の1号で、本人が所得税を課されていない者ということですよ。それで2号で、その属する世帯の生計を主として維持する者が所得税を課されていない者。いずれにも該当するということですから、それ以外に家族がおられて、所得税を課税されていると。主に生計を維持するところが、普通、所得税を課税されていない人が主に生計を維持していて、所得税を課税されている人が主に生計を維持しない人としているということは、考えにくいとは思いますが、そういう場合はあり得ないのでしょうか。この条文だけで言えば、主に生計を維持していない人で所得税を課されている人が同じ家族にいるという場合は考えられないんです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) 今のご質問ですけれども、まず、同居という形で生計を一つにしている人が所得税の非課税であれば、今回のマル老、老人医療というのはまず該当しないということがあります。

それで、今、谷田議員のおっしゃっているのは、事例でありますけれども、これはちょっと調べてみないと、そういった事例が具体的にどうかは、今、資料にございませんので、後ほどお答えさせていただきたいというように思います。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 住民票上、同一世帯ではないという方が同居されていて、その方が課税をされていて、それは同一世帯ではないわけですから、そういう一つ屋根の下におられても、世帯が別やというのであれば、その方の所得については関係ないという理解でいいですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） 議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（木村武壽） そのほか、質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 一般質問のときにも言いましたけれども、マル老制度が変わるということについて、あまり理解されていない面があるわけです。特に報道が、京都新聞が広く報道したときには、あの新聞記事だけを読めば、今対象になっている人はそのまま今の制度でいくんだというふうな読み方ができる記事やったわけです。だから、私ところにも、自分はもう既に1割になってるから、4月以降も1割やろうという問い合わせがあったので、いや、そうじゃないですよ、あなたは4月1日から2割ですよということを理解されてない方がたくさんいると思うんです。周知徹底というか、それでびっくりしはる方多いと思うんですが、どのように広報していけますか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

制度がこのように、前年度も特例という制度が1年限りでありましたし、こういったマル老にかかわる制度が煩雑になってきているという状況がありますので、丁寧に、できるだけ住民の方にわかりやすく広報をしてみたいというふうに考えております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田です。議案第11号に反対の立場で討論をいたします。

京都府が実施してきた老人医療助成制度が改悪されまして、それに伴って井手町でも老人医療の助成制度を改悪して、自己負担額がふえると、しかも所得制限が厳しくなるということになります。高年齢者の置かれている苦しい生活の状況を考えますと、京都府に対してもこの制度を廃止するべきではないと言うべきです。また本町でも、それにかわるような、それを補完するような制度を考えるべきだという立場で反対をいたします。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで討論を終わります。

これから、議案第11号、井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第12号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第12号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時53分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 議案の3ページで、保険料率について質問します。

保険料率が従来よりも多段階に分かれて、かつ、全ての段階で料率が上がっているというふうに思うわけですがけれども、新段階でいって、旧段階と比較して年額でふえる額、幾ら保険料が上がるのか。それは旧の段階と比較すると何%の値上げになるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回の伸び率につきましては、介護保険法に基づく現行の第1段階と第2段階については、第2段階が第1段階と統合したことによりまして95.7%の減となり、第9段階の本人課税で合計所得金額300万円以上400万円未満については13.8%の伸びとなり、第10段階の本人課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満については20.4%の伸びとなり、第11段階の本人課税で合計所得金額が500万円以上については20.6%の伸びとなっております。

以上であります。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

9番(谷田 操) だから、保険料が一体幾ら上がるのかという話を聞いたつもりなんですけれども、それが去年までと比べたら、同じ段階の人として、所得が去年と全く一緒ですよという人で幾ら上がるんやと、それは何%上がるんやということを聞きたいわけです。

第1号は特別な例やと思うんですけれども、基準額で言えば、4,714円やったのが5,052円になるわけですね、月額で言えば。それは、引き算してもらったら年額幾ら上がるんですか。それは、第5期と比べたら何%の値上げになるのかと。基準額で言うたらそうやし、それぞれ段階ごとに幾

ら上がって、それは何%の値上げなのか、引き上げ率ですね。それを教えてほしいということです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

基準額で申し上げますと、月額にいたしまして338円の金額となり、伸び率が7.2%増となっております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 人が聞いているのに、副町長、とめないでくださいよ。

1号は下がる人もいますよね。せやけども、全部、例えば、そこまでの基準額までの部分は全く変わらないんですか。変わっているでしょう。第3段階やらでも額は上がってるじゃないですか。第3段階からずっとですよ。新2号から額が上がっている分を、いや、1号も上がってるじゃないですか。全部上がってるじゃないですか。1号だって、額としては上がってるじゃないですか。基準額掛ける0.5というのはそのままだけれども、額は変わっているわけで、だから、私が最初に聞いたのは、年額で幾ら上がって、それは第5期の保険料から比べたら何%の値上げですかということを知っているんです。全部、1号から11号まで言ってください。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1段階から第11段階まで、それぞれ年額を言いついて、伸び率、次に金額が幾ら伸びているかということをご説明。

それでは、まず第1段階から言っていきます。1号につきましては3万312円で、7.2%、2,028円の伸びとなっております。そのうち、非課税、年金収入80万以下が、統合により95.7%、金額にして1,366円の減となっております。

第2段階につきましては4万5,468円で、7.2%の増で3,042円となっております。

第3段階につきましては4万6,680円、7.2%の増で3,123円

となっております。

第4段階につきましては5万9,412円で、伸び率が7.2%、金額にして3,975円。

第5段階につきましては6万624円、伸び率にして7.2%、金額にして4,056円。

第6段階につきましては8万1,842円、伸び率が7.2%増、金額が5,476円。

第7段階につきましては8万3,055円、率にして7.2%の増で、金額が5,557円。

第8段階につきましては9万8,211円で、伸び率が7.2%、金額が6,571円の増。

第9段階が10万4,273円で、伸び率が13.8%増で1万2,633円。

第10段階が10万1,336円で、伸び率として20.4%、金額として1万8,696円。

第11段階として13万6,404円、伸び率にして20.6%の伸びで、2万3,268円の増となっております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今、1号から11号までの額を聞きましたけれども、これの人数は見込みを出しておられるのでしょうか。1号何人、2号何人という、掛け算してはるんやろうから、人数も教えてください。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

各段階ごとの被保険者数であります。第1段階の方が194人で、1号が656人、第2段階が194人、第3段階が146人、第4段階が365人、第5段階が316人、第6段階が292人、第7段階が243人、第8段階が107人、第9段階が43人、第10段階が20人、第11段階が49人となりまして、合計2,431人となっております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいま議題になっております議案第12号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件に、反対をする立場で討論を行います。

介護保険料については、第6期となりますけれども、これまでずっと連続して保険料が値上げをされ続けています。高齢者の方の置かれている経済的な状況は厳しくなる一方ですのに、保険料が上がり続けている。非常に生活を圧迫する。しかも、認定を受けている方はその対象年齢の方の2割以下というような形になりますので、掛け捨てであるというような批判も高い。

そんなときに、やっぱり少しでも町で繰り入れ等もできるということは全国の例でもわかっているわけですから、繰り入れて保険料を抑えるという努力をもっとしていただきたいという立場から反対いたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第12号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第12号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。15分までお願いします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時15分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 2 1、議案第 1 5 号、井手町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第 1 5 号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9 番(谷田 操) ただいま、2 市 2 町で協議が調ったとおっしゃいましたが、
人口規模等は随分違うんですけれども、額が同額だということですか。
額は別に、それぞればらばらなんでしょうか。

それが 1 点と、これまで消防団員の方の給与等は、交付税算入されるとき
に計算される消防団員 1 人につき幾ら要するという、その交付税基準より随分
と低いということでは言われていましたので、当然引き上げるべきやと思うん
ですが、これで追いついたんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、2 市 2 町なんですけれども、額は同額でございます。

あと、二つ目の交付税の算定の関係なんですけれども、交付税につきましては、
私ども、ベースを試算いたしますと、3 0 0 万ほど交付税は算入され
ておりますけれども、団員報酬といたしましては、今回の改正も含めると、
8 8 0 万ほど支払うことになるということでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第15号、井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第15号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号、平成26年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第20号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 11ページの玉水駅の駅舎デザインにかかわる費用ですが、JRの複線化については、今、JRと沿線市町もお金を出して進めているわけで、その負担金だけでも井手町は総額9億ぐらい出さなあかんということがもう決まっているわけですね。駅については、JRはどのように負担するのか。複線化とは全くその中に入っていないのか。駅舎はやっぱりJRの固定資産になるわけですし、営業にかかわるコストとして負担もしてもらわなあかんと思うんですけど、この駅舎デザインというのは、これは全く町がデザインを考えると、JRはお金を出さないんですか。口は出さるんですか。どういうことになっているんでしょう。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回計上しておりますJR玉水駅駅舎デザインにつきましては、井手町にお住まいの20年後、30年後を担う若い世代の方々に、より今後井手町に愛着を持ってもらうため、町の玄関口でもあります玉水駅のデザインについて、ワークショップを開きながら検討していただく費用でありまして、そのデザイン等について委託する費用を組んでおるものでございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 11ページの観光費のところですが、観光案内サイン改修とありますけれども、これ、具体的にどことどこで何か所ぐらい。改修ですから、今あるやつをやりかえるということなんですか。これは新設じゃないんですか。ちょっと内容を説明してください。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） サインの改修であります。町内全体で35基ほどのサインがあります。案内板の方ですね。そちらの方の改修予定であります。デザイン等に関しては、今後、検討の方をしてまいりたいと思います。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） デザインを新たに、今現在のやつを書きかえるだけじゃなしに、新たなデザインにするわけですか。今の現状のやつを変えるわけですか。内容的にもうちょっとわかりやすくお願いします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） デザインなんですけども、今現在のサインが置かれている部分は、平成8年から平成9年当時に設置されたサイン等なんですけども、部分的にかなり傷んでいる部分がありまして、そういった部分も踏まえまして、今後改修等を考えていきたいんですけども、当時のデザイン、今現在、その同じような形のデザインをするというのが、費用的な面もあり

まして、ちょっと難しい面がありまして、それに関して今後検討していきたいと思っているんですけども。

4 番（岩田 剛） 同じものはできないということですか。

産業環境課長（野田昌司） はい。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） これは意見というか、ご指導とご要望というような形になると思うんですけども、11ページの商工費の中のプレミアム付き商品券発行なんですけども、今年度、今回、プレミアムが30%というようにお聞きしていますけども、過去を見ますと、発行の日にち、発売の日にちが平日もしくは土曜日に発行されておる、発売されておる。発売が商工会である関係上、行政とは関係ないというたら関係ないんですけども、やっぱり一勤労者が土曜日なんか行けないと。せっかく欲しいんやけども、行けないと。ほんで、土曜日にして、2日目の発売日が月曜日にされとるということは、どうしても仕事の都合で行きたいんやけど行けへんということがありますので、できれば日曜日に1日ちょっと変更という言い方は何ですけども、日曜日に発売するといろいろ問題はあると思うんですよ。だけど、そういうことも考えて、できるだけ多くの方に買ってもらえるように、一応ご指導いただくかご要望いただくか、ちょっとお願いしたいなというように思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田利一議員もおっしゃったように、商工会の発行でございまして、町としては、そういうご意見を踏まえながら、商工会と話し合いをしていきたいというふうに考えております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 議長、続けて関連の質問をしているときには、ぜひ続けて当てていただきたいと、議長にお願いをしておきたいと思っております。

先ほど質問したことに答えてもらってないと思うんですけども、JRは駅舎をつくる負担についてはどう思っているのか。自由通路もあるんやから、

町も出さなあかんのはわかってますし、デザインの部分は町が全部考えてくださいよと。ただ、鉄道の駅のことですから、機能面というのがありますので、突拍子もないデザインはなかなか採用できないという場合もあるかもしれませんが、駅舎の負担はJRも幾らか出し町も出してやるんだけれども、デザインの面は町にお任せしますから自由にやってくださいということで、その分はデザインは町が全面的に費用を負担するのか。どうなんでしょう。もう、駅は全部役場が出しなさいということなんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回、補正予算で計上している費用につきましては、先ほど来申し上げます駅舎デザインに係る費用でございます。こちらの分については、井手町の負担においてデザインの構想業務を進めていきたいと考えておるものがございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) だから、デザインのことは井手町に任せるということで、井手町が全額負担するということはわかりましたけど、デザインと駅の建築と切って切り離せないわけで、駅そのものの建設コストについてはどういう話し合いになっているのか。そのうちのデザインの部分は全額町が持ちますけれども、建設コスト全体はどうなっているんですか。これも建設コストの一部でしょう。その一部のことを提案してはるんやから、全体のことも教えてください。

(「新年度予算や」の声あり)

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

9番(谷田 操) 議長、私が聞いていることをどう裁かはるのか。今の質問について、議長は取り上げるのか取り上げへんのか、言うてくれはらな。

議長(木村武壽) 取り上げません。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑を終わりにします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第20号、平成26年度井手町一般会計補正予算(第5回)を採決します。

議案第20号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月11日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 4時38分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 谷 田 操